

2 道路の整備方針

広島県の中四国地方における中枢性の向上及び教育や医療などの県民生活の支援はもとより、産業再生や市町村合併などの新たな課題を解決し、「元気な広島県」を実現するため、平成12年度に策定した広島県新道路整備計画に基づき整備を進めてきたが、財政健全化に向けた「新たな具体化方策」が示されるなど道路事業を取り巻く環境変化に対応するため、平成19年度において整備計画の改定を行い、道路特定財源等の問題に伴う事業評価の見直しを経て、平成22年4月に「広島県道路整備計画2008」として公表した。その後、平成22年10月に策定された「ひろしま未来チャレンジビジョン」や平成23年3月に策定された「社会資本未来プラン」を受け、「広島県道路整備計画2008」を改訂し、「広島県道路整備計画2011（仮称）」を策定する。

(1) 高規格幹線道路

昭和57年度中国縦貫自動車道、平成3年度中国横断自動車道広島浜田線、平成5年度山陽自動車道の県内全線開通などにより高速道路ネットワークの整備は、比較的高水準にある。

さらに今後は、圏域間や県境を越えた広域交流ネットワークを形成するため、中国横断自動車道尾道松江線、東広島・呉自動車道の早期全線開通に努める。

なお、中国横断自動車道尾道松江線の施行主体は、平成15年度に日本道路公団から国土交通大臣に切り替わった。

(2) 一般国道

地域間交流の円滑化、地方における定住基盤の充実などを図るため、都市部の渋滞対策となるバイパス整備などの二次改築及び大型車の離合不能区間など未改良区間の一次改築を中心に整備を進める。

(3) 地方道

高速道路や一般国道と一体となった道路網を形成するため、地域拠点を結ぶ幹線道路を中心に、体系的に整備を進める。

また、日常生活の基盤となる市町道については、幹線市町道を中心に整備促進を図る。

(4) 施策別の道路

都市圏自動車専用道路の整備

広島都市圏における自動車専用道路である広島高速道路については、現在、広島高速1号線6.5km、広島高速2号線5.9km、広島高速3号線4.8km、広島高速4号線4.9kmを供用し、平成23年度は、広島高速3号線、5号線の整備を促進する。

地域高規格道路の整備

高規格幹線道路網を補完し、地方生活圏中心都市と臨空都市圏の連結及び県外との連携を強化するため、「広島県広域道路整備基本計画」における「交流促進型広域道路」の中から、国の指定を受けた地域高規格道路の整備を進める。

地域高規格道路は、平成6年度及び平成10年度に県内16路線が指定を受けている。

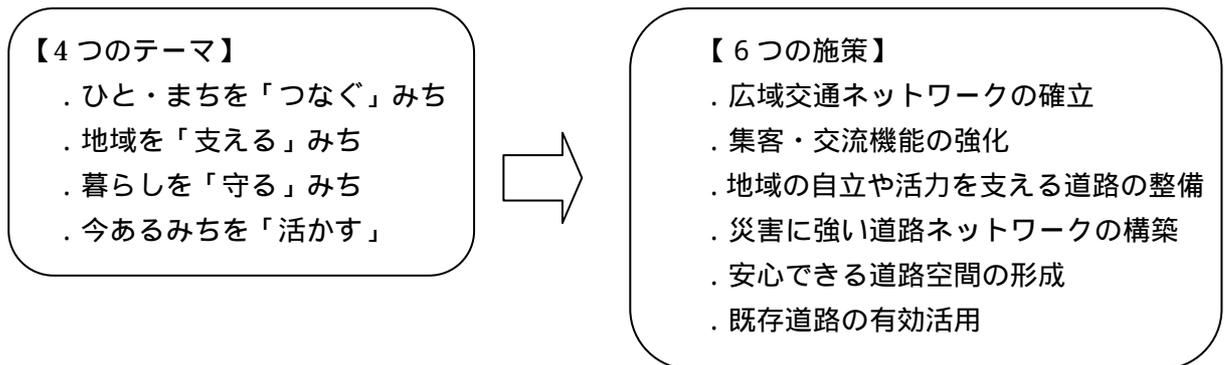
このうち、県施行分については、本年度は福山環状道路、東広島高田道路の整備を推進する。

3 道路関係各種計画の概要

(1) 広島県道路整備計画 2 0 1 1 (仮称) (平成 23 年度～平成 26 年度)

基本方針

本県が直面する課題である、「広域交通ネットワークの確立」、「都市部の渋滞対策」、「市町村合併後の中山間地域を支える道路の整備」、「安心安全な道づくり」、「更新時代への対応」、また、「ひろしま未来チャレンジビジョン」及び「社会資本未来プラン」に対応するため、4つのテーマと6つの施策の柱を設定する。



事業評価の実施と優先度の明確化

「事業熟度」や「費用対効果」(B/C)、「施策への貢献度」により客観的な事業評価を行い、それに基づき優先順位を明確にした上で優先度の高いものから順に整備を進める。

道路再生改良事業の実施

評価の低い箇所の中で、市町の要望が強く一定の効果が見込める箇所について、新設と維持修繕の中間的な位置づけである「再生改良」という考え方を導入し、当面の交通課題が解消できる程度の局所的な改良を実施する。

(事業例：通行支障箇所の局部改良(法起し法切・待避所設置)、右折レーンの新設・延伸)

整備計画

平成 20 年から平成 22 年までの前期 3 年間については、「広島県道路整備計画 2 0 0 8」に基づき優先順位や投資規模を踏まえ、選択と集中のもと、事業箇所を厳選した上で整備計画を策定し、事業実施した。

平成 23 年度から 26 年度までの 4 年間の実施計画については、「広島県道路整備計画 2 0 1 1 (仮称)」に基づき、策定することとしている。

(2) 特定交通安全施設等整備事業実施計画

計画期間

平成 20 年度～平成 24 年度

ねらい

今後、更に少子高齢社会が進展する中、子どもや高齢者等が安全にかつ安心して外出することができるよう、人優先の交通安全対策を推進することが重要である。このため、幹線道路及び生

活道路において交通安全施設等を重点的に整備することにより、安全・安心な道路交通環境の実現を図る。

今後取り組む具体的な施策

(1) 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

生活道路において人優先の考えの下、安心歩行エリアにおける面的な交通事故対策を推進するとともに、少子高齢社会の進展を踏まえ、歩行空間のバリアフリー化及び通学路における安全・安心な歩行空間の確保を図る。また、自転車利用環境の整備、無電柱化の推進、安全上課題のある踏切の対策等による歩行者・自転車の安全な通行空間の確保を図る。

(2) 幹線道路対策の推進

幹線道路で交通事故が特定の区間に集中して発生していることから、事故危険箇所など、事故の発生割合の高い区間において重点的な交通事故対策を実施する。この際、事故データの客観的な分析による事故原因の検証に基づき、交差点改良等の対策を実施する。

4 平成23年度事業の内容

(単位：千円)

事業名		区分	予算額	事業内容等
公 共	交通安全施設等整備事業		1,782,000	歩道, 自転車歩行者道, 交差点改良
	道路災害防除事業		1,341,000	一般国道191号(安芸太田町)ほか23箇所
	除雪事業		151,000	一般国道183号(庄原市)ほか54路線の除雪費
	道路改良事業		13,508,400	一般国道487号(呉市)ほか72箇所
	市町道路事業指導監督費		24,000	国土交通省道路局所管市町補助事業に係る指導監督事務費
	道路災害関連事業		57,500	一般県道中迫川北線
	計		16,863,900	
修 維 ・ 繕 持	道路改修費		6,562,705	県管理道路の維持修繕工事等
	計		6,562,705	
単 独	交通安全施設等整備事業		576,110	歩道, 自転車歩行者道, 交差点改良, 道路照明, 道路標識, 防護柵 区画線等の設置
	道路改良事業		3,328,271	幹線道路, 生活道路等の整備促進
	道路改修計画調査費		30,000	広域ネットワークの確立に係る計画調査, 交通センサス等
	橋梁架換事業		74,000	幹線道路, 生活道路等の整備促進
	道路改良関連事業費		25,000	橋梁整備工事に係る電気, ガス管等の添架工事
	計		4,033,381	
そ の 他	本州四国連絡橋建設関連費		5,297,167	本州四国連絡橋公団への出資等
	広島高速道路公社 出資金・貸付金		1,825,000	広島高速道路公社による広島都市圏の自動車専用道路網整備に伴う県の出資金・貸付金
	市町土木工事受託費		151,000	市町事業の受託工事に係る経費 東広島市道改良工事ほか5箇所
	計		7,273,167	
県事業計			34,733,153	
直轄国道改修費等負担金			10,032,800	一般国道2号, 54号, 183号, 185号, 375号及び中国横断自動車道尾道松江線の改築
計			44,765,953	

事業名		区分	当初予算額	説明
担 債 行 務 負	工事請負契約関係		限度額 6,180,000千円 期間 平成24~25年度	一般国道186号道路改良事業ほか8件
	債務保証関係		限度額 10,548,640千円 期間 平成23~43年度	広島高速道路公社 10,549百万円

5 主要道路事業の内容

(1) 高規格幹線道路の整備

国土開発幹線自動車道の建設促進

区分	中国横断自動車道 広島浜田線	中国横断自動車道 尾道松江線	中国縦貫自動車道	山陽自動車道
事業主体 事業期間 区延長 総車線数	西日本高速道路株式会社 昭和48年度～ 広島市～浜田市 71km(県内34.6km) 4車線 (暫定2車線:浜田道)	国土交通省 平成3年度～ 尾道市～松江市 137km(県内約86km) 4車線 (暫定2車線)	西日本高速道路株式会社 昭和41年度～ 吹田市～下関市 543km(県内143.3km) 4車線	西日本高速道路株式会社 昭和47年度～ 神戸市～下関市 489km(県内143.0km) 4車線
基本計画	S45.6 千代田～浜田 S47.6 広島～千代田	H元.2 三次～松江 H3.12 尾道～三次	S40.11 吹田～千代田 鹿野～下関 S42.11 千代田～鹿野	S46.6 姫路～廿日市 岩国～山口 S47.6 神戸～姫路 S53.12 廿日市～岩国 H元.2 宇部～下関
整備計画	S48.10 旭～浜田 S53.11 千代田～旭 広島～安佐	H4.1 三刀屋～松江 H8.12 三次～三刀屋 H9.3 尾道～三次	S41.7 吹田～落合 美祢～下関 S42.11 落合～千代田 鹿野～美祢 S46.6 千代田～鹿野	S47.6 姫路～備前 倉敷～福山 東広島～広島 徳山～山口 S48.10 広島～廿日市 岡山～倉敷 玖珂～徳山 S53.11 河内～東広島 岩国～玖珂 S57.1 神戸～三木 備前～岡山 福山～河内 S61.1 三木～姫路 H3.12 宇部～下関
工事施行命令	S48.10 旭～浜田 S53.11 千代田～旭 広島～安佐	H5.11 三刀屋～松江 H9.12 尾道～甲山 吉舎～口和 吉田掛合～三刀屋 H10.4 甲山～吉舎 H10.12 口和～吉田掛合 H16.1 尾道～三次(撤回) 三次～三刀屋(撤回) 新直轄方式へ切替	S41.7 吹田～落合 美祢～下関 S43.4 落合～千代田 鹿野～美祢 S46.6 千代田～鹿野	S47.6 姫路～備前 倉敷～福山 東広島～広島 徳山～山口 S48.10 岡山～倉敷 広島～廿日市 玖珂～徳山 S53.11 河内～東広島 岩国～玖珂 S59.11 神戸～三木 S60.2 備前～岡山 S60.5 福山～河内 S63.3 三木～姫路 H5.11 宇部～下関
総事業費	1,620億円	4,970億円	9,470億円	24,050億円
供用開始区間	S58.3 広島北～千代田 S60.3 広島JCT～広島北 H元.10 旭～浜田 H3.12 千代田JCT～旭 (千代田JCT～浜田間) 暫定2車供用	H13.3 宍道～松江玉造 H15.3 三刀屋木次～宍道 H22.11 尾道JCT～世羅 (三刀屋木次～松江玉造間) 尾道JCT～世羅間 暫定2車供用	S45.3 吹田～豊中 S45.7 豊中～宝塚 S48.11 小月～下関 S49.6 西宮北～福崎 S49.7 小郡～小月 S49.12 美作～落合 S50.4 山口～小郡 S50.10 福崎～美作 S50.10 宝塚～西宮北 S51.12 落合～北房 S53.10 北房～三次 S54.10 三次～千代田 S55.10 鹿野～山口 S58.3 千代田～鹿野	S57.3 龍野西～備前 S60.3 広島JCT～五日市 S61.3 徳山西～防府東 S62.2 五日市～廿日市JCT S62.3 志和～広島東 S62.12 防府東～山口JCT S63.3 広島東～広島 福山東～早島 大竹JCT～岩国 S63.7 西条～志和 S63.12 広島～広島JCT H2.3 徳山東～徳山西 H2.7 姫路西～龍野西 H2.11 河内～西条 H2.12 熊毛～徳山東 H3.3 福山東～福山西 姫路東～姫路西 倉敷JCT～岡山総社 H4.6 岩国～熊毛 H5.3 岡山～岡山JCT H5.10 福山西～河内 H5.12 備前～岡山 H8.11 神戸JCT～三木小野 H9.12 三木小野～ 山陽姫路東 H10.4 三木JCT～神戸西 H13.3 宇部JCT～下関JCT H15.3 播磨JCT～播磨新宮

東広島・呉自動車道の建設促進

概 要

- ・事業主体 国土交通省
- ・路線名 一般国道375号
- ・区 間 東広島市高屋町大字溝口～呉市阿賀中央五丁目
- ・事業内容 延長 32.8 km, 車線数 4車線(暫定2車線)
- ・平成23年度事業費 6,900百万円
- ・平成23年度事業内容 用地買収, 工事

経 過

- 昭和62年6月30日 高規格幹線道路に決定
- 平成元年8月8日 基本計画決定
- 平成2年11月9日 都市計画決定
- 平成3年度 東広島JCT(仮称)～馬木IC間約11.7kmの事業化
- 平成4年度 馬木IC～阿賀IC(仮称)間約21.1kmの事業化
- 平成5年度 国直轄事業に移行, 用地買収に着手
- 平成7年度 1工区(東広島JCT(仮称)～馬木IC間)工事着手
- 平成12年度 3工区(阿賀IC(仮称)～郷原IC(仮称)間)工事着手
- 平成19年11月 上三永IC～馬木IC間7.3kmの暫定2車線供用
- 平成22年 3月 高屋JCT・IC～上三永IC間4.4kmの暫定2車線供用

(2) 一般国道・地方道の整備

一般国道2号バイパスの建設促進

区 分	福 山 道 路	三原バイパス	安芸バイパス	東広島バイパス	広島南道路	岩国大竹道路	木原道路
事業主体	国土交通省	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
事業期間	平成13年度～	昭和46年度～	平成 7年度～	昭和50年度～	平成 元年度～	平成13年度～	平成15年度～
区 間	笠岡市茂平～ 福山市赤坂町	三原市糸崎町～ 三原市新倉町	東広島市 八本松町～ 広島市安芸区 上瀬野町	広島市安芸区 上瀬野町～ 安芸郡海田町	安芸郡海田町～ 廿日市市地御前	大竹市小方町～ 岩国市山手町	尾道市福地町～ 三原市糸崎町
総延長	16.5 km	9.9 km	7.7 km	9.6 km	23.3 km	9.8 km	3.8 km
車線数	4車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)	4～6車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)	4車線 (暫定2車線)
平成23年度 事業費	697百万円	2,508百万円	220百万円	300百万円	8,830百万円	999百万円	100百万円
平成23年度 事業内容	用地買収等 (長和IC～ 赤坂IC)	工事 (糸崎ランプ～ 時広ランプ)	調査設計	用地買収・工事	用地買収・工事	用地買収	用地買収・ 調査設計

一般国道183号の建設促進

鍵掛峠道路（直轄権限代行）

概要

- ・事業主体 国土交通省
- ・事業期間 平成17年度～
- ・工事区間 広島県庄原市西城町高尾～鳥取県日野郡日南町新屋
- ・事業内容 延長 12km
- ・平成23年度事業費 75百万円
- ・平成23年度事業内容 調査設計

広島高速道路の建設促進

概要

- ・事業主体 広島高速道路公社（平成9年6月3日設立）
- ・事業期間 平成9年度～

区分	広島高速1号線 (安芸府中道路)	広島高速2号線 (府中仁保道路)	広島高速3号線 (広島南道路)	広島高速4号線 (広島西風新都線)	広島高速5号線 (東部線)
延長	6.5km (供用済6.5km)	5.9km (供用済5.9km)	7.7km (期区間供用済2.6km) (期区間供用済2.2km) (期区間2.9km)	4.9km (供用済4.9km)	4.0km
区間	広島市東区福田町 ～ 東区温品二丁目	広島市東区温品町 ～ 南区仁保沖町	広島市南区仁保沖町 ～ 西区観音新町四丁目	広島市西区中広町一丁目 ～ 安佐南区沼田町大字大塚	広島市東区温品町 ～ 東区二葉の里三丁目
車線数	4車線	4車線 (一部暫定2車線)	4車線 (一部暫定2車線)	4車線	4車線 (暫定2車線)
総事業費	約3,780億円				
平成22年度 事業費	-	100百万円	6,400百万円	—	800百万円
平成22年度 事業概要	-	工事等 (密接関連道路工)	工事等 (吉島～観音 2.9km)	—	工事(側道工等), 調査

一般国道487号線の整備推進

警固屋音戸バイパス

概要

- ・事業主体 広島県
- ・事業期間 平成7年度～
- ・工事区間 呉市警固屋～呉市音戸町
- ・事業内容 延長 2.9km, 車線数 4車線(暫定2車線)
- ・平成23年度事業費 2,330百万円
- ・平成23年度事業内容 工事

6 道路の維持管理

本県が維持管理している国道及び県道は、合わせて 333 路線、実延長 4,144 km である。

近年は、交通量の急増に加えて、車両の大型化・重量化により道路の損傷等が著しい。

このような状況の中、道路の安全かつ円滑な交通の確保と沿道の生活環境の保全を図るため、各建設事務所において、定期的あるいは随時、道路パトロールを実施し、危険箇所の点検や不法占用物件の除去、路面等の異常の早期発見・補修等に努めている。

また、法面斜面の落石防止や橋梁・トンネルの補修等の事業を計画的に実施している。

平成 23 年度道路の維持管理関係予算額

(単位：千円)

区 分	種 別	施 行 計 画 量 等	予 算 額
道 路 改 修 費	道路災害防除	法面斜面の落石防止,トンネルの補修等の防災対策(安全な道路の確保)	1,679,106
	舗装道補修	舗装道補修,沿道環境の保全等(安全で快適な交通環境の確保)	432,094
	道路施設維持	道路構造物及び道路附属施設の維持,道路環境保全,電力料等	4,390,209
	道路管理費	道路保険,公物管理,県道昇格引継,台帳付図修正事務等	61,296
	合 計		6,562,705

(1) 道路の管理

最も基礎的な社会資本である道路は、一般交通の用に供するという交通機能を有すると共に、電気、ガス、上下水道等の公共公益施設を収容する公共空間としての機能を有している。

こうした貴重な道路施設がその機能を発揮し、住民の福祉を維持増進する公共財として適正に利用されるように管理する必要がある。

このため、道路の整備、利用、保全など道路の管理に関する基本法である道路法(昭和 27 年法律第 180 号)に基づき、道路の範囲を確定する区域決定・変更や、一般交通の用に供する場合に必要な供用開始等の手続きを行っている。

一般的に「道路」とは、一般公衆の通行の用に供されている道路形状をした施設全般を指していると考えられるが、道路法にいう道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道の 4 種をいい、固有の目的を持った道路である農道、林道等とは区別される。

平成 22 年度区域決定・変更・供用開始件数一覧

	西部	呉	廿日市	安芸太田	東広島	東部	三原	北部	庄原	計
区域決定・変更・供用開始件数	18	11	1	12	31	15	8	19	6	121

これら道路において、沿道利用者の社会経済活動に必要な道路の改築工事の承認や、公益事業者の事業活動に必要な電柱や水道管等の工作物を道路内へ設置使用するための占用許可等を行うとともに、事故等によって道路を損傷した者に対して、これを復旧するように命じている。

なお、道路の構造を保全し、交通の危険を防止するため、車両の制限についての基準が政令で定められており、この基準を超える特殊な車両については一定の条件のもとに通行を許可している。

また、道路と隣接する民有地との境界を明確にするための境界の確認を行い、公共財である道路の適切な財産管理を行っている。

平成 21 年度道路関係許可等件数等一覧

	西部	呉	廿日市	安芸太田	東広島	東部	三原	北部	庄原	計
道路改築承認	36	35	10	21	67	89	59	31	27	375
道路占用許可	新規	277	332	135	112	543	402	365	113	2,520
	更新	99	111	50	86	92	103	71	83	814
道路工事施工命令	81	51	22	34	184	156	142	40	95	805
特殊車両 通行許可	新規	89	85	16	20	42	209	120	103	767
	更新	31	46	25	0	35	204	224	40	641
	協議	279	524	75	99	303	138	684	274	2,588
小計	892	1,184	333	372	1,266	1,301	1,665	684	813	8,510
境界立会	58	60	25	14	71	111	36	22	25	422
境界確定協議	50	42	14	5	46	80	30	16	16	299
小計	108	102	39	19	117	191	66	38	41	721
境界確定証明	4	0	0	2	1	10	10	0	1	28
その他各種証明	5	0	5	0	5	15	3	0	1	34
小計	9	0	5	2	6	25	13	0	2	62
計	1,009	1,286	377	393	1,389	1,517	1,744	722	856	9,293

また、ボランティア活動に意欲を持つ住民や企業などの団体を「アダプト活動団体(マイロード団体)」に認定し、契約を締結したうえで、県管理道路の一定区間の清掃や緑化等を任せる制度「マイロードシステム」を平成 12 年度から実施している。

これまで、順調に活動団体数及び会員数が増加してきているが、道路環境の維持・向上だけでなく、地域活性化にも寄与するものであるため、今後とも、官民協働による新しい道路管理の仕組みとして積極的に推進することとしている。

さらに、アダプト活動団体を支援する目的で設立された「NPO 法人ひろしまアダプト」と連携・協力して、県内のアダプト活動の拡大・充実を図るため、平成 20 年度からひろしまアダプト活動支援事業を実施している。

(注)アダプト活動：アダプトが「養子縁組をする」という趣旨から、住民等が主体となって清掃・緑化活動等を中心に公共空間をわが子のように面倒をみていく活動

平成 22 年度末現在の認定団体数等

370 団体 (参加人員 15,089 名 活動延長 419.6 km)

